

## 平成23年度 第3回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成23年7月14日（木）午後3時～午後5時
- 2 開催場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者  
委員 松井委員、峯岸委員、明円委員  
区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、道路公園課長、計画課長、  
新しい学校づくり担当課長、同課職員、契約係長、同係職員
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事
  - (1) 前回・前々回議事録の確認（資料1、2）
  - (2) 審議案件
    - ① プロポーザル方式による業者選定について（資料3）
    - ② 平成22年度後期入札案件の参加資格設定経過等について
      - ・工事契約一覧（資料4）
      - ・物品契約一覧（資料5）
      - ・委託等契約一覧（資料6）
      - ・設計・測量等契約一覧（資料7）
      - ・審議資料（抽出案件一覧）（資料8）
  - (3) 報告事項
    - ① 工事契約における電子入札の対象拡大について（資料9）
    - ② 最低制限価格制度について（資料10）
    - ③ 新聞報道について（資料11）
    - ④ 東部公園清掃管理作業（その1）ほか6件の契約について（資料12）
    - ⑤ 平成22年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料13、14）
  - (4) その他  
次回開催日程
- 6 会議の内容
  - 前回・前々回議事録の確認について  
→全委員了承。
  
  - プロポーザル方式による業者選定について（前回より継続審議）  
（事務局）  
→事前に委員よりいただいた質問について回答  
（新しい学校づくり担当課長）  
→資料3に基づき、プロポーザル方式による業者選定経過等について前回の補足説明。  
→全委員了承。

■平成22年度後期入札案件の参加資格設定経過等について（審議）

●抽出案件の説明

（委員）

当番委員である私より、今回の抽出した案件について、抽出理由を説明する。

- 1 練馬区立光が丘春の風小学校バリアフリー対応工事、練馬区立光が丘夏の雲小学校バリアフリー工事、（仮称）高松三丁目区民農園整備工事、（仮称）春日町二丁目区民農園整備工事

同じような工事の種類、予定価格で、入札方式が異なる理由を確認したい。

- 2 練馬区防災行政用固定系無線子局移設工事 ほか複数案件

落札率が高い特命随意契約案件について、その理由や見積方法、予定価格の取扱いを確認したい。

- 3 カーテンの購入、光が丘秋の陽小学校カーテン・暗幕の購入、豊玉南小学校カーテンの購入

落札率が低い理由や見積方法、予定価格の取扱いを確認したい。

- 4 練馬区立小学校校舎および屋内運動場のガラス清掃

落札率が高いため抽出した。

- 5 平成22年度定期監査（10）建築工事に伴う事前調査の業務委託

業務内容および業務の必要性について確認したい。

- 6 練馬区石神井清掃事務所大規模改修および耐震補強工事監理等業務委託、練馬区石神井清掃事務所大規模改修および耐震補強工事、練馬区石神井清掃事務所大規模改修および耐震補強電気設備工事、練馬区石神井清掃事務所大規模改修および耐震補強機械設備工事

履行期間に終期が記載されていない理由を確認したい。

工事案件の履行開始日と、工事監理の契約日とで期間が空いている理由を確認したい。

- 抽出案件1 練馬区立光が丘春の風小学校バリアフリー対応工事、練馬区立光が丘夏の雲小学校バリアフリー工事、（仮称）高松三丁目区民農園整備工事、（仮称）春日町二丁目区民農園整備工事

（事務局）

工事契約については、平成22年10月1日以降に公告・公表を行う案件から、従来、予定価格2000万円以上を対象にしてきた制限付き一般競争入札を、予定価格1000万円以上に拡大した。これにより、現在、予定価格1000万円以上の案件は制限付き一般競争入札、1000万円未満の案件は公募型指名競争入札により行っている。従って、抽出対象となっ

た案件については、発注時期によって、同じような工事の種類、予定価格であっても入札方法が異なるものである。

(委員)

一般競争入札の拡大によるメリットは。

(事務局)

公正性、競争性がより一層、発揮される。

★委員会最終意見

入札手続は、適切に実施されている。

●抽出案件2 練馬区防災行政用固定系無線子局移設工事 ほか複数案件

(事務局)

特命随意契約案件については、工事の内容や現場の状況などから、特定の事業者でないと施工が困難であるといった理由などにより、業者指定を行うものである。入札と異なり、競争性が働かないため、区の積算だけを以て契約することはできず、事業者の積算（見積）が適正であることを確認して契約することとなるため、落札率は高くなる傾向がある。

ただし、事業者の積算を鵜呑みにするのではなく、過去の同種案件などを参考に契約請求課が事業者と減価交渉をしている。

(委員)

特命随意契約案件について、事業者の積算をそのまま予定価格にするというのが懸念されるが、区できちんとチェックをしているということか。

(事務局)

契約請求課において、事業者の積算が適正であることを確認した上で、経理用地課に契約締結請求がなされる。

(委員)

区において、事業者の積算が適正であることの確認は慎重に行ってほしい。

(委員)

事業者の積算が適正であることを確認する手段として、契約の相手方以外の事業者から見積を取ることはあるか。

(事務局)

特命随意契約案件は、特定の事業者でないと施工できないものが多く、他の事業者から見積を取るという行為自体が発生し得ない。

★委員会最終意見

事業者の積算については、慎重に確認されたい。

●抽出案件3 カーテンの購入、光が丘秋の陽小学校カーテン・暗幕の購入、豊玉南小学校カーテンの購入

(事務局)

カーテンを購入する契約案件については、従来から落札率が低い傾向にある。

予定価格については、事業者に仕様書を提示し、現場の確認などをしてもらった上で見積を参考に積算している。

落札率は低かったものの、カーテンの品質や履行内容に特段の問題はないとのことであった。

落札率が低くなる理由としては、事業者が抱えている在庫を利用した、見積時の金額は、実際に履行する際の金額より過大に提示しているといったことが推測される。

(委員)

品質が確保された上で安く納入されるのであれば区にとってメリットがあるが、積算自体は適正であるとは言えないので、積算を見直す必要があるのではないかと。

(経理用地課長)

落札率が低い理由については追求し、今後の方策を検討していきたい。

(委員)

一般的にカーテンを購入する場合、いわゆる「カタログ価格」と実勢価格とで乖離がある。カタログ価格で予定価格を積算しているのであれば、その予定価格には意味がないのではないかと。

(経理用地課長)

その点も含めて検討させていただく。

★委員会最終意見

積算方法について、検討の必要あり。

●抽出案件4 練馬区立小学校校舎および屋内運動場のガラス清掃

※質疑内容については非公開とします。

★委員会最終意見

発注方法について、検討の必要がある。

●抽出案件5 平成22年度定期監査（10）建築工事に伴う事前調査の業務委託

（事務局）

この案件は、高額であったり規模の大きい新築、改築、改修工事を対象として、監査委員が実施する本監査前に区職員が行う事前調査の補助を委託するものである。契約請求課である監査事務局の職員だけで行うのではなく、専門家の補助を受けることにより、建築工事監査の技術面における監査を効率的かつ効果的に実施し、監査の精度を高めることを目的としている。

（委員）

以前から行っていた案件か。

（事務局）

21年度から委託を始めていると記憶している。

（委員）

委託を始めた背景は。

（事務局）

監査事務局の人的体制によるものである。

（委員）

事業者は実際に現地に行って調査を行うのか。

（事務局）

実際に現地に行くとともに、関係書類の事前確認なども行っている。

（委員）

積算の方法は。

(事務局)

事業者に対し、仕様書を提示した上での見積を参考に積算している。

★委員会最終意見

契約手続は、適切に実施されている。

- 抽出案件6 練馬区石神井清掃事務所大規模改修および耐震補強工事監理等業務委託、練馬区石神井清掃事務所大規模改修および耐震補強工事、練馬区石神井清掃事務所大規模改修および耐震補強電気設備工事、練馬区石神井清掃事務所大規模改修および耐震補強機械設備工事

(事務局)

まず1点目の、工事監理業務委託の履行期間に終期が記載されていない理由であるが、工事監理業務委託の履行期間は「契約確定日の翌日から当該監理対象工事のしゅん功検査に合格する日まで」であり、工事監理業務委託の契約時において履行期限の日付が特定できず、システム上、文言による日付の記載ができないことから、終期が空欄となっている。

つぎに2点目の、工事案件の履行開始日と工事監理の契約日とで期間が空いている理由である。石神井清掃事務所大規模改修および耐震補強工事は建築工事、電気工事、空調工事の3件に分けて発注しており、工期の始期は、建築が10月18日、電気が11月8日、空調が11月9日であり、建築と電気・空調で期間が空いている。これは、本件の建築工事は議会の議決を要する契約であり、議会において可決された日を以て契約が確定するためである。

工事の手順として、敷地内に仮設事務所（プレハブ）を建て、職員がプレハブに移動してから本体の工事に着手するものであり、職員のプレハブへの移動は23年4月からである。

11月と12月はプレハブを建てるための表層舗装の撤去期間であり、監理業務を行うべき内容がなく、工事監理が必要となるのは、23年1月の外構工事からである。

また、あまりに早期に契約を行うと、受託者の技術者の配置や確保が必要となり、委託金額が高くなってしまう恐れもある。

従って、工事監理業務の必要性和経済性を考慮し、期間を精査して契約を行ったものである。

※質疑なし。

★委員会最終意見

契約手続は、適切に実施されている。

- 工事契約における電子入札の対象拡大について（報告）  
（事務局）

資料9に基づき説明。

- 最低制限価格制度について（報告）  
（事務局）

資料10に基づき説明。

- 新聞報道について（報告）  
（事務局）

資料11に基づき説明。

- 東部公園清掃管理作業（その1）ほか6件の契約について（報告）  
（事務局）

資料12に基づき説明。

- 平成22年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について（報告）  
（事務局）

資料13、14に基づき説明。

- 次回開催日程

平成23年11月18日午後1時からを予定。